

境界確定申請、売払申請にあたって

1. はじめに

本手引きは、北陸財務局管轄区域内(石川県、富山県、福井県)における財務局・財務事務所(以下「財務局等」という。)が所管する旧法定外公共物に関する取扱いを説明するものです。

なお、財務局等が所管する旧法定外公共物以外の国有地の境界確定についても、本手引きに準じて取り扱います。詳しくは、財務局等にお問い合わせください。

旧法定外公共物〔※1〕は、かつて里道や水路等であったものが、機能を失い、公共的な用途に使われていない財産をいい、現在、財務局等の所管となっています。旧法定外公共物が、現に住宅敷地等として使用されている場合には使用者に対して売却を行っています。

また、現在でも里道・水路としての機能を有している法定外公共物は、原則として、平成17年3月末までに国から市町村に譲与し、市町村が所有、管理を行っています。

したがって、財務局等では、機能を有する法定外公共物の境界確定申請書は受理できません。また、財務局備付の地図や現況では、機能の有無を判断できない場合もありますので、あらかじめ市町村又は財務局等に所管を確認いただき、申請してください。

なお、境界確定申請の際には、市町村が発行する書類「法定外公共物にかかる機能の有無について」を添付する必要があります。

※1: 国土交通省(旧建設省)から財務局等に引き継がれた以下の土地。

- (1) 河川法の適用又は準用及び下水道法の適用のない河川、湖沼、その他の水流
- (2) 道路法の適用のない道路

2. 基本事項

(1) 境界確定

境界確定とは、境界確定申請の対象となる旧法定外公共物とその隣接土地との「筆界〔※2〕」を確認するとともに、「所有権界〔※3〕」について、合意し確定することをいいます。

具体的には、財務局長と隣接土地所有者が協議を行い、合意された筆界及び所有権界(以下「境界」という。)を書面に表し、互いに署名又は記名押印することにより行います。

なお、隣接土地について、共有登記名義人や登記名義人の相続人(以下「共有者等」という。)の一部の者の所在等が知れない場合において、共有者等の代表者と境界確定を行うときは、旧法定外公共物と隣接土地との間の筆界の確認にとどまり、所有権界は確定しません。

※2: 「筆界」とは、表題登記がある一筆の土地とこれに隣接する他の土地との間において、当該一筆の土地が登記された時にその境を構成するものとされた二以上の点及びこれらを結ぶ直線のことであり、不動産登記法(平成16年法律第123号)第123条第1号に規定されています。

※3: 「所有権界」とは、それぞれの土地の所有権の範囲のことをいいます。

(2) 売払い

国有地の売払いは、一般競争入札による売払いが原則となりますが、旧法定外公共物のような地形が狭長などで単独での利用が困難な財産については、売払申請者以外の隣接土地所有者が買受けを希望しない場合（「売払承諾書」による確認）には、隣接土地所有者である売払申請者に随意契約により売払うことができます。

また、隣接土地の賃借権等を有する者については、隣接土地所有者が売払申請対象となる旧法定外公共物の買受けを希望しない場合に限り、売払申請者となることができます。

なお、旧法定外公共物に点で接する土地所有者への売払いはできません。